

平成30年度 複数事業所連携事業 委託先ユニット募集要項

1 事業内容

単独では人材の確保・定着に取り組むことが困難と認められる事業所を含む5つ以上の社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育所等が連携（ユニットを構成）し、その代表となる事業者が県社会福祉協議会と委託契約を締結し、就職説明会や職員研修、職場見学会などを共同で実施する。

2 ユニットの構成要件

5つ以上の事業所が参加し、かつ、運営主体のそれぞれ異なる次のいずれかの規模要件を満たす事業所が3つ以上参加していること。

なお、同一又は隣接する敷地において複数のサービスを実施している場合は、全体を1つの事業所として取り扱うものとする。

(1) 利用定員が70人未満〔サービスごとの利用定員〕

(2) 利用定員の定めがあるサービスを実施していない事業所にあっては1ヶ月のサービス提供実人数が40人未満（1ヶ月平均のサービス提供実人数）

(3) 従業員数（登録ヘルパーを除く。）が40人未満〔従業員数〕

※ 3法人5事業所以上で、5事業所のうち3事業所は上記(1)～(3)のいずれかの規模要件を満たす必要がある。

3 委託の対象となる事業

(1) ユニット参加事業所の職員を確保するために行う合同就職説明会

(2) ユニット参加事業所の職員を確保するために行う合同職場見学会

(3) ユニット参加事業所の職員を育成するために行う合同職員研修会

(4) その他、ユニット参加事業所が人材確保・定着のために合同で行う事業

※ただし、以下に該当する事業は対象外

- ・求人広告活動のみ（例：新聞への求人広告のみを事業とするもの）
- ・行政機関との共催
- ・その他、兵庫県社会福祉協議会が委託することが適当でないとする場合

4 内容

(1) 委託の対象となる経費

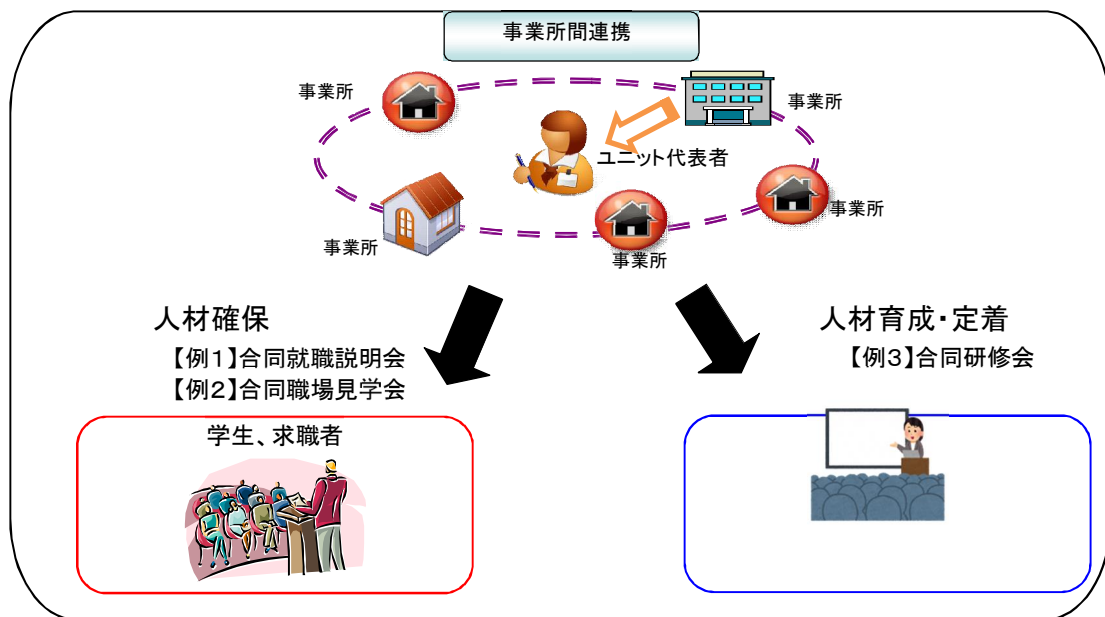
費目	説明
人件費	当該事務補助のため新たに雇用する非正規従業員（パートタイマー、アルバイト、嘱託、臨時雇い、契約社員等）の賃金 ※ユニット参加法人役職員の人件費は対象外
謝金	ユニット参加法人の役職員以外の者が講師を務める場合の講師の謝金 @14,000円以内/時間 ※個人への謝金支払いには源泉徴収の実施が必要。
旅費交通費	ユニット参加法人の役職員以外の者が講師を務める場合の講師の旅費交通費
会場費	ユニット参加法人が所有又は継続的に借りている場所以外の貸し会議室、貸しホール、その他これに類する場所で事業を行う場合の会場及び附属設備の借上料
業務委託費	合同就職説明会会場設営や職場見学会の送迎バス等を専門の業者に依頼する場合に要する経費
資料購入費	合同職員研修会等のための資料の購入費 ※ユニット参加法人が販売する図書を研修資料として購入することは不可。
広報費	合同就職説明会・職場見学会等の開催について事前に広く周知するため、ポスター、チラシ類の印刷、送付、新聞折込等を専門の業者に依頼する場合に要する経費 ※ポスターやチラシ類の印刷物には主催者としてユニット構成事業所を必ず明記すること。

事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料、使用料及び賃借料 ※飲食費、参加者に配るための商品券や金券（図書カードやQUOカード等）は対象外。研修等で使用する資料の印刷製本費は、代表法人が購入した紙・インク等のみが対象。 ※研修資料の事後販売不可。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (2) 1ユニットの委託料上限額
694,000円(消費税含む)
- (3) 委託期間
契約締結日から平成30年11月30日
- (4) 委託業務内容の変更
兵庫県社会福祉協議会は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。
- (5) 委託契約先
ユニット代表法人との契約
- (6) 実績報告
実績報告に添付する領収書が、契約日以前の日付である場合または宛名が代表法人以外の法人である場合、当該領収書にかかる経費は対象外。また、実績報告時には、作成したチラシや研修資料の現物を添付し、行政機関（市町等）が後援・協賛等を行う場合は、後援依頼文書等も添付すること。
- (7) 委託料の支払い先
事業完了後、兵庫県社会福祉協議会と委託契約を締結するユニットの代表法人に一括支払

5 実施手順

【イメージ図】



①核となる法人を中心にユニットを形成

②企画立案・申請（ユニット）

③申請審査（兵庫県社会福祉協議会）

④委託契約締結（ユニット代表法人・兵庫県社会福祉協議会）

⑤事業実施（ユニット）

⑥実績報告（ユニット）

⑦委託料支払（兵庫県社会福祉協議会）

6 問い合わせ・申込先

兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉人材センター

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL 078-271-3881 FAX 078-271-3882